

第10期東京都生涯学習審議会

第1回全体会

会議録

平成29年7月25日（火）

午後2時31分から午後4時21分まで

都庁第一本庁舎25階 117会議室

○出席委員

小山田 佳代 委員

今野 雅裕 委員 (会長)

坂田 篤 委員

笹井 宏益 委員 (副会長)

土屋 佳子 委員

中島 豊 委員

藁田 薫 委員

堀部 伸二 委員

横井 葉子 委員

第10期東京都生涯学習審議会 第1回全体会 会議次第

- 1 開会
- 2 地域教育支援部長挨拶
- 3 説明事項
東京都生涯学習審議会の概要について
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 議事
 - (1) 東京都における生涯学習・社会教育施策の現状
 - ① 地域教育支援部における社会教育事業の取組の現状
 - ② 第10期生涯審における審議の枠組みについて
 - (2) 社会教育関係団体に対する補助金について
 - (3) その他
- 6 補助金部会の設置
- 7 今後の予定
- 8 閉会

【配布資料】

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 資料1 | 第10期東京都生涯学習審議会委員名簿 |
| 資料2 | 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抄） |
| 資料3 | 東京都生涯学習審議会条例 |
| 資料4 | 社会教育法（抄） |
| 資料5 | 東京都生涯学習審議会による過去の答申等 |
| 資料6-1 | 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の概要 |
| 資料6-2 | 学校支援ボランティア推進協議会事業の概要 |
| 資料6-3 | 地域未来塾の概要 |
| 資料6-4 | 放課後子供教室推進事業の概要 |
| 資料6-5 | 都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の概要 |

- 資料6-6 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の概要
- 資料7 第10期東京都生涯学習審議会における審議の枠組みについて
- 資料8 平成29年度社会教育関係団体に対する補助金交付要綱
- 資料9 東京都社会教育行政基本資料集〔40〕

第10期東京都生涯学習審議会第1回全体会

平成29年7月25日(火)

開会：午後2時31分

【生涯学習課長】 お二方遅られるということでございますけれども、定刻になりましたので、ただいまから第10期東京都生涯学習審議会、第1回全体会を開催させていただきます。

私は、当審議会の事務局を務めさせていただきます、教育庁地域教育支援部生涯学習課長の大木と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。後ほど会長を選任させていただきますけれども、それまでの間、私が会の進行を務めさせていただきますと存じます。

皆様方におかれましては、第10期東京都生涯学習審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本来ですと、委員御就任の発令通知書をこの場でお一人お一人にお渡しするところでございますけれども、時間の都合もございますので、大変恐縮ではございますが、机上に置かせていただきました。御了承賜りたいと存じます。

それでは、次に委員の皆様を御紹介させていただきたいと存じます。委員の皆様には、入り口に向かって右から五十音順に御着席をいただいております。資料1の順に御紹介させていただきますと存じます。

一番最初の小山田委員でございますけれども、遅れていらっしゃるということでございます。

続きまして、今野 雅裕委員でございます。

【今野委員】 今野でございます。よろしくお願いいたします。

【生涯学習課長】 坂田 篤委員でございます。

【坂田委員】 坂田でございます。よろしくお願いいたします。

【生涯学習課長】 次に、笹井委員でございますが、こちらも遅れていらっしゃるということでございます。

土屋 佳子委員でございます。

【土屋委員】 土屋でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【生涯学習課長】 中島 豊委員でございます。

【中島委員】 中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 藁田 薫委員でございます。

【藁田委員】 藁田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 堀部 伸二委員でございます。

【堀部委員】 堀部でございます。どうぞよろしく願いします。

【生涯学習課長】 横井 葉子委員でございます。

【横井委員】 横井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 松倉 由紀委員でございますが、本日は御欠席でございます。

委員の紹介は以上でございます。

続きまして、都側の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、地域教育支援部長の安部でございます。

【地域教育支援部長】 安部と申します。よろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部管理課長の清水でございます。

【管理課長】 清水でございます。よろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部主任指導主事の南でございます。

【主任指導主事】 南でございます。よろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 地域教育支援部主任社会教育主事の梶野でございます。

【主任社会教育主事】 梶野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【生涯学習課長】 そして進行役を務めさせていただきます、生涯学習課長の太木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第10期東京都生涯学習審議会の発足に当たりまして、東京都教育委員会を代表いたしまして、地域教育支援部長の安部から御挨拶申し上げます。

【地域教育支援部長】 第10期東京都生涯学習審議会の発足に当たり、私の方から一言、御挨拶を申し上げます。

皆様御多用の中、この第10期東京都生涯学習審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。また、本日は酷暑の中、都庁まで足をお運びいただきまして、本当にありがとうございます。

この生涯学習審議会では、これまでも地域と学校の連携ということを中心に据えて、様々な施策を御提言いただいております。また第9期の審議会では、都立学校における不

登校・中途退学対策事業である自立支援チーム派遣事業等、教育行政における先導的な取組について、御提言を頂いているところでございます。

現在、国を含めまして、これからの学校の在り方については、様々な議論が行われているところでございます。平成27年12月に出されました中央教育審議会のチームとしての学校の在り方に関する答申であるとか、学校と地域の連携・協働の在り方に関する答申、そうしたものを皮切りに、様々な学校の在り方について議論がなされるようになっております。

そして、今年度に至りましては、国においても教員の働き方改革というところで、迅速かつ的確な対応を検討するというところで、今、中央教育審議会の方で、そちらの方の議論をされているという状況にあります。

その一方で、平成32年度から順次導入される新学習指導要領、これはあらかじめ考え方が出ておりますが、そういったところで社会に開かれた教育課程を実現していこうということで、これについての課題、それへの対応等、多くの課題が今、私ども教育行政に求められているところでございます。

都におきましても、今年1月に小池知事と教育委員会の協議を経て、東京都教育施策大綱が策定され、また本年2月には、東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告も出されております。

そして今現在、都におきましても、教員の働き方については、これを変えていかななくてはいけないという議論がなされておきまして、今年度中に、これは仮称でありますけれども、「教員の働き方改革プラン」といったものを打ち出していこうではないかということでございます。

こうした、様々な学校をめぐる課題、教育改革の流れに対しましては、共通して言われていることが、社会教育——言い換えれば、企業やNPOを含めた、広い意味での地域からの教育支援をもっと学校に入れていこうという観点、こういった観点が必ず入っております。

そうした観点から、今回、既に都においては地域教育推進ネットワーク東京都協議会をはじめとする、様々な施策をこれまで立案してきているのですが、もう一度、現状と課題を分析して、今後こういった形で展開していくのが望ましいのかというところにつき、施策を再構築していくことが求められていると私どもは考えております。

今期の審議会では、こうした観点から、御審議を頂ける方々にお集まりいただいております。

ます。皆様に活発な御審議をいただけるよう、事務局一同力を尽くして参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

これから2年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

【生涯学習課長】 それでは、次に、配布資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、机上に、次第、座席表がございます。続きまして、右上に資料番号を記しております資料でございます。符号1から9までございます。

まず、資料1「第10期東京都生涯学習審議会委員名簿」でございます。

資料2「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(抄)」でございます。

資料3「東京都生涯学習審議会条例」でございます。

資料4「社会教育法(抄)」でございます。

資料5「東京都生涯学習審議会による過去の答申等」でございます。

資料6-1「地域教育推進ネットワーク東京都協議会の概要」でございます。

資料6-2「学校支援ボランティア推進協議会事業の概要」でございます。

資料6-3「地域未来塾の概要」でございます。

資料6-4「放課後子供教室推進事業の概要」でございます。

資料6-5「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の概要」でございます。

資料6-6「都立学校「自立支援チーム」派遣事業の概要」でございます。

資料7「第10期東京都生涯学習審議会における審議の枠組みについて」でございます。

資料8「平成29年度社会教育関係団体に対する補助金交付要綱」となっております。

最後、資料9「東京都社会教育行政基本資料集〔40〕」でございます。

以上でございます。過不足等ございましたら、おっしゃっていただければと存じます。

それでは、次第の3「東京都生涯学習審議会について」に移らせていただきます。

本審議会について、まず御説明をさせていただきます。主任社会教育主事の方から説明を申し上げます。

【主任社会教育主事】 それでは、私の方から説明させていただきます。お手元の資料2、資料3、資料4を併せて御参照ください。

まず、東京都生涯学習審議会の設置根拠等について御説明申し上げます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。

本審議会の法的根拠は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、略称して生涯学習振興法と言いますけれども、そちらの第10条に規定されております。第10条の条文を抜粋しておりますが、第1項に、「都道府県に、都道府県生涯学習審議会を置くことができる」とあることを踏まえて、東京都は条例を制定し、東京都生涯学習審議会を設置しているという経緯がございます。

続きまして、資料3を御覧いただけますでしょうか。

こちらが、東京都生涯学習審議会条例というものでございます。簡単に説明しますが、第1条では、本審議会の設置ということになりますが、本審議会は「東京における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討するために」設置するものというふうでございます。

所掌事項が第2条に書かれております。一つ目は「東京都教育委員会又は東京都知事の諮問による都民の生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議」でございます。二つ目は「社会教育法第13条に規定する東京都が行う社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の調査審議」でございます。ここが、大きく所掌事項の二つということになっております。

続いて、資料4、その社会教育法第13条の規定というものが紹介されております。社会教育法（抄）にありますように、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を支出する場合には、社会教育委員の会議の意見を聴くことになっており、社会教育委員を置かない場合には代替の審議会の意見を聴くことになっております。

東京都では、社会教育法に基づいた東京都社会教育委員の会議というものを持っていたのですが、平成26年3月31日付けで、生涯学習審議会と統合いたしました。よって、社会教育関係団体の補助金の交付については、本生涯学習審議会の所掌事項に位置付けたという経緯がございます。

申し訳ありません。もう一度、資料3にお戻りいただけますでしょうか。

続きまして、委員の任期についてでございます。第5条を御覧ください。委員の任期につきましては、生涯学習審議会条例第5条に基づきまして「委員の任期は、二年」と規定しております。皆様方の今期の任期としては、平成29年7月18日から平成31年7月17日までという形になります。

続きまして、第6条を御覧ください。第6条でございますように、会長、副会長を置くとなっておりますが、会長、副会長の選任に関しては、委員の皆様の互選によって行うと

ということになっておりますので、後ほどこの点については皆様方にお諮りしたいというふうに考えております。

運営に関しましては、条例第7条、第2項、第3項ですから、次のページになりますが、第2項、第3項にありますように、審議会は、委員の半数以上の出席が必要だということになります。委員の議事については、出席された委員の過半数で決定するというふうに書いてございます。

最後になりますけれども、東京都では、各種審議会の運営では、個人情報を取り扱う等、法や条例で規定されている場合を除き、原則公開するという方針でございます。この審議会も、その方針に基づきまして、基本的に公開という形で進めさせていただきます。

また、それに伴い、議事録に関しても公開させていただくという形になります。各委員の御発言、名前も明記しながらの議事録公開という形になりますので、御了承いただけたらと思います。

説明は以上です。

【生涯学習課長】 ただいまの説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

質問がないようでしたら、議事の方に移りたいと存じますが、ただいま笹井委員が御到着になりましたので、御紹介申し上げます。

改めて、笹井 宏益委員でございます。

【笹井委員】 笹井です。どうぞよろしく申し上げます。

【生涯学習課長】 ありがとうございます。

それでは、次第4に移りまして、会長、副会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、先ほど御説明いたしました条例第6条に基づきまして、委員の皆様方で互選をしていただくこととなっております。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

【土屋委員】 御推薦申し上げたい方がいらっしゃいます。

前期の委員・副会長であり、生涯学習の専門家でもあります今野委員を御推薦したいと思うのですが、いかがでしょうか。

【生涯学習課長】 御推薦ありがとうございます。

ただいま、土屋委員から今野委員が御推薦されました。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

【生涯学習課長】 それでは、皆様に御賛同いただきましたので、今野委員に本審議会の会長をお引き受けいただきたいと存じますが、今野委員、いかがでしょうか。

【今野委員】 分かりました。

【生涯学習課長】 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、今野会長、会長席の方へお移りいただきたいと存じます。

(今野会長、会長席へ移動)

【生涯学習課長】 それでは、ここからは今野会長に議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【今野会長】 今野でございます。これから会長として議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、副会長を選出する必要があるがございます。副会長につきましても、条例によりまして、委員の互選ということになっております。

皆様方から御推薦はございますか。

それでは、私の方から、東京都のチーム学校の在り方検討委員会をはじめ、都の生涯学習・社会教育行政にも精通しておられる笹井委員を副会長にお願いしたいと考えます。いかがでしょうか。

(拍手)

【今野会長】 ありがとうございます。皆さんの御同意を頂きました。笹井委員を副会長にお願いしたいと思います。笹井委員、よろしいでしょうか。

【笹井委員】 分かりました。

(笹井副会長、副会長席へ移動)

【今野会長】 続きまして、本審議会を始める前に、皆様に御説明しておきたいことがございます。東京都では、種々の審議会を原則公開していこうという方針を掲げております。議事録に関しても公開となりますので、あらかじめ御了承いただけますようお願いいたします。

以上で、議事に入る前に必要となる手続は終わりました。

本格的に審議に入る前に、会長として、私から一言御挨拶を申し上げます。すみません、座ったままで失礼いたします。

先ほど、部長からも大きな教育をめぐる状況を御説明いただきました。全くそのとおりでなと思いながら伺っておりました。特に、今度の新しい学習指導要領の改定ということ

で、これを契機に学校教育も相当変わってくるのではないかと、また、変えるに際しては相当な努力を現場、行政それぞれで要るようになっておられると思います。

お話にもありましたように、今度の新しい学習指導要領では、育てようとする子供の資質、能力を単に認知的なものではなくて、知識だとか、思考力だとか、学びに向かう力等、総合的に捉えて、それを構造化して打ち出していますし、それを実現するために、アクティブラーニング——自立的に、対話的に深く学ばせると、これもかなり新しい内容を含んでいますし、さらに、それらの趣旨に沿った多様な評価で子供たちをフォローしていこうというふうなことでおられます。

こういう改革を実現するためにも、先ほど来ありましたチームとしての学校ということで、教職員らが一体となって対応していこう、あるいは地域との連携・協働が非常に大切だということ、先ほどもお話にありましたけれども、教育課程も社会に開かれた形で実践していこう、地域の人たちに学校の目標を共有しながら、一緒に活動に参画してもらおう、そういうことが可能になるような教育課程を作っていこうとされています。

それから、これは既に始まっておりましたけれども、学校の運営についても、地域の人々の参加を得て行っていく、コミュニティ・スクールの制度がありますけれども、これも本格的に導入するんだと。あるいは、「支援」から「連携・協働」へというふうな言葉になっておられますけれども、地域とのパートナーシップに基づいて、地域と学校の協働活動を進めていこうと。様々なものが提唱されておられます。

正に、社会全体の本格的な改革を目指しているという方向になってきていると思います。かなりチャレンジングな内容を含む改革をどう実現するかというのは、大きな課題だと思います。教育の内容だけではなくて、それを進める教職員の資質向上だとか、あるいは勤務時間、多忙化というようなこともありますけれども、これをどう適正化していくのか、様々な関連する問題の中で、それを捉えていく必要があるのだらうと思います。

本審議会でも、そうした広く社会との連携・協働の確保、実現ということを進めていくかを軸にして、様々な議論ができますことはとても重要なことですし、また個人としても、こういう場に参加できることに大変うれしく思って、やりがいがあると思っております。

前期の審議会でも、全国に比べて先駆的に取り組まれてきた東京都の地域教育推進ネットワークのこれまでの成果とこれからの方向ということで、随分議論をして、そして一定の提言も行ったところであります。今回の審議会でも、それらの成果を基にしつつ、更に

柔軟で自由な発想、思い切った議論を多様に展開して、新しい知恵、切り口を出していきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてあります会議次第に従いまして会議を進めたいと思いません。

まず、事務局から本日の議事について、御説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】 それでは、次第の方を御覧いただけますでしょうか。

本日の議事は大きく二つでございます。

一つ目でございますけれども、議事（１）東京都における生涯学習・社会教育施策の現状についてでございます。

後ほど、私どもから御説明させていただきました後、委員の皆様からコメントや御意見等を頂戴したいと存じます。

二つ目でございますけれども、（２）社会教育関係団体に対する補助金についてでございます。

説明は以上でございます。

【今野会長】 ありがとうございます。

本日の議事は、大きく二つあるとのことですので、早速、議事（１）東京都における生涯学習・社会教育施策の現状説明と第10期生涯審の審議枠組みについて、事務局から御説明を頂きたいと思えます。お願いいたします。

【生涯学習課長】 それでは、主任社会教育主事の方から説明を申し上げます。

【主任社会教育主事】 では、私の方から説明をさせていただきます。

お手元にある資料5から資料7に基づきまして、御説明をさせていただきます。

これから地域教育支援部が実施する社会教育事業についてということで、御説明を申し上げます。

まず、資料5を御覧ください。

こちらの方は、過去の東京都生涯学習審議会の提言の一覧でございます。これを御覧いただいてもお分かりになるかと思うのですが、12年ほど前から、平成17年1月の第5期答申から、東京都は「社会教育」という言葉とか「生涯学習」という言葉を使うよりも、具体的な施策を展開していくという上では「地域教育」という用語を使用しているということが特徴になっております。

そもそもその背景にございましたのは、平成14年度に完全学校週5日制が実施され、

学校教育に総合的な学習の時間が導入されたことです。これをきっかけに、地域と学校の連携というものに注目が集まって参りました。この地域と学校の連携というものを象徴する用語として、東京都では地域教育という用語を積極的に使っていこうという意図が、第5期の審議会から明確になってきたということでございます。

この地域と学校の連携という考え方が、実際に法律的に裏付けがなされたのは、平成18年12月の教育基本法改正のときになります。教育基本法の第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という条文が新設されたことが、直接の契機という形になります。

この教育基本法第13条の趣旨というものが具体的に反映されたのが、平成20年6月の、社会教育法の改正です。

この第5期答申以降、本審議会では、「地域教育」の「地域」という概念を重層的に捉え、地域というものを、小学校区、中学校区という学校区はもちろんのこと、企業やNPOといった広域的な社会資源が教育に果たす役割をも視野に入れるという、広い概念で地域を捉えていこうというようなところを打ち出しております。

続きまして、地域教育支援部が現在取り組んでいる施策の説明に移りたいと思います。これは資料6-1から6-6まで、御説明させていただきます。

まず第一に、東京都レベルの広域的な教育プラットフォームづくりを進めるために、平成17年8月に地域教育推進ネットワーク東京都協議会を設立いたしました。これが資料6-1になります。

この協議会は、企業・大学・NPO等が有する専門的な教育資源を、学校教育や学校外の教育を含めて、子供たちの教育活動支援に多角的に導入することを目指しています。この協議会は、平成29年7月現在、518団体が加盟しておりまして、そこに加盟している企業、大学、NPO等のネットワークづくり及び学校とそれらの会員団体、企業等のマッチング等は、都の教育委員会の社会教育主事が担っております。

ここで築いた企業やNPOのネットワークをベースに、都教委としては、1点目としては小・中学校への支援、2点目としては子供たちの放課後活動等への支援、3点目としては都立学校への支援という形で、具体的な事業を展開しております。資料6-1、5に、29年度の主な事業計画が書いてございます。

これが広域的な企業・大学・NPOとのネットワークということで、今年で12年目を迎える取組でございます。

次に、資料6-2を御覧いただけますでしょうか。資料6-2から6-4までは、基本的に区市町村で展開していただく事業という形になります。

資料6-2は、学校支援ボランティア推進協議会事業でございます。

この事業は、文部科学省でいうところの学校支援地域本部事業に当たるものでございます。事業の目的は、地域全体で学校教育を支援する仕組みを通じて、地域住民等の学校支援活動の活性化を図ろうとするものでございます。

東京都では、国に先んじて平成17年度から、先ほど紹介しました地域教育プラットフォームという考え方の下に、モデル事業を実施しておりました。その後、平成20年度から文部科学省の方が補助金事業化ということ——そもそも最初は委託事業から補助金事業に変わるわけですが、国費の方で措置されましたので、国費を活用した事業展開という形で、平成20年度から移行しまして、昨年度の実績で言いますと29市町、1,029校で学校支援の仕組みづくりが展開されております。

この事業の中核を担うのが、この資料6-2の左下に、学校支援のイメージ図に書いてございます、地域コーディネーターの存在です。

具体的な活動例としては、学習支援、部活動支援、環境整備、子供の安全指導、学校行事の支援等が挙げられます。どのような割合で、そういった学校支援ボランティアの活動が展開されているかというのは、資料6-2の右下の円グラフにございます。

小・中学校と高等学校では、活動の比率が異なっております。小学校では、学習支援事業と登下校の安全指導は地域の方々の協力を得てやっているケースが多いということと、中学校におきましては、クラブ活動の指導というのがかなり大きな割合を占めているということが分かるかと思えます。

こちら、資料6-2の説明は以上でございます。

次、資料6-3を御覧ください。

こちらは、地域未来塾でございます。この事業は、経済的な理由や家庭の事情等により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていなかったりする中学生等への、地域と学校との連携・協働による学習支援を行うことを目指している事業でございます。

学習支援が必要な中学生等に対して、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ることを通じて、結果的に貧困の連鎖を断ち切るということを目指しております。この事業に関しましては、平成29年度で21区市町村、458校で実施する予定となっております。

資料6-3の説明は以上でございます。

続きまして、資料6-4を御覧ください。

放課後子供教室の概要でございます。この事業は全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、安全・安心な居場所を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進しようというものでございます。

平成28年度には、55区市町村と都立特別支援学校13校、計1,200教室が実施されております。なお、この資料には詳しく書かれていないのですが、一番上の囲みのところに若干書いてございますが、平成27年度からは、国が新たに策定した総合的な放課後対策がございます。放課後子供総合プランに基づきまして、福祉保健局が実施しています「放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)」との一体化を目指した取組を進めていこうという方針が国から出されておりました、都の方でも、国の方針を受けながら、放課後子供教室と学童クラブの一体化といった取組を進めていただけるよう、福祉保健局とともに区市町村の方に、今、働き掛けをしているところでございます。

放課後子供教室については、以上でございます。

次、資料6-5になります。

こちらから、都立高校を中心とした教育支援になります。資料6-5は、「都立高校生の『社会的・職業的自立』支援教育プログラム事業」でございます。

この事業は、平成24年2月の第8期東京都生涯学習審議会建議に基づき施策化されたものでございます。この事業が目指しておりますのは、都立高校における系統的なキャリア教育を進めるために、企業やNPOとの連携を図りながらキャリア教育の取組を学校が実施していける体制づくりをしていこうということになります。

また、本事業は、平成24年2月に策定された都立高校改革推進計画にも位置付けられておまして、計画的に実施コース等も決めながら実施しているところでございます。

具体的なプログラム事例、主なものが三つ紹介されておりますが、事例③は、本日、委員としてお願いしたNPO法人16歳の仕事塾、堀部委員にも御協力いただいております、そちらの職業人へのインタビューワークショップを御紹介しております。

また、墓田委員が所属されているNPO法人育て上げネットでの金銭基礎教育プログラム「MoneyConnection®」というものを、多くの高校で導入していただいているという状況がございます。

平成29年度は、都立高校の普通科を中心に138校、その他、専門高校で4校、計142校で、ネットワーク協議会のネットワークを生かしまして、58団体もの企業・NPOの協力を頂きながらキャリア教育の事業として実施されている状況でございます。

資料6-5の説明は、以上でございます。

続きまして、資料6-6に移ります。

これは都立学校「自立支援チーム」派遣事業でございます。

この事業は、都立学校、主に都立高等学校の不登校・中途退学対策として、平成28年2月に出された第9期東京都生涯学習審議会建議を受け、施策化されたものでございます。

平成28年度から施策化されたのですが、初年度から、ここに書いてありますユースソーシャルワーカー、一般的にはスクールソーシャルワーカーの役割を果たす者なのですが、ユースソーシャルワーカーが実に2,200人を超える生徒に対応しております。

1年間の実績を見てみますと、そのうち約6割のケースを解決に導いたという結果が出ております。この事業の特色は、単にスクールソーシャルワークという範囲に限らず、都立高校を中退した生徒を対象として、高校への再入学や高卒認定を希望する者への学習支援等も行っていることです。

また、都立の通信制高校に在籍する生徒については、一度学校をドロップアウトしてから学校に入り直すケースが多うございます。私立の広域通信制のサポート校と比べて、都立通信制高校の卒業率というのはあまり高くないのですが、その辺のところをフォローするということもありまして、通信制高校を対象としたレポート作成の支援を行う「学び直し支援事業」というものを実施したり、資料の右側の真ん中に「支援機関の地域ネットワーク」と書いてございますが、ハローワークや児童相談所、墓田委員のNPOの方でも取り組んでいただいています地域若者サポートステーション、また産業労働局の都立職業能力開発センター等との地域機関のネットワークをつくって、そこに我々のユースソーシャルワーカーがネットワークづくりを進めるとともに、都立高校の担当教員等も参画しながら、情報交換を行ったりしております。さらに、高校卒業後の進路の展望のようなものを共有していこうという場として、都立高校生進路支援連絡協議会というものを作りまして、少し回り道をしてでも、高校卒業の資格というものを取って社会に出てもらおうというような取組を実施しているところでございます。

以上で、地域教育支援部が取り組む主な施策説明ということで御説明させていただきました。

続きまして、資料7を御覧いただけますでしょうか。

こういった資料6-1から6-6まで説明させていただいた取組について、主に地域教育支援部が、都の教育庁の中でそういった役割を担っているわけですが、そういった取組の現状を踏まえた上で、先ほど今野委員からも御指摘がありましたように、国における教育改革の動向等がいろいろと動いてきておりますので、そういったものも踏まえた審議枠組みを事務局の方で考えてみました。それをまとめたものが、資料7でございます。

もう一度申し上げますが、地域教育支援部の役割としましては、企業・大学・NPOといった社会資源と教育委員会との間で、教育支援のネットワークづくりを進めて、子供たちに対する教育活動を量的かつ質的に充実させていくということを目指しております。

この教育支援ネットワークづくりの取組は、既に12年たちましたが、資料7の左下に掲げたような課題が出ております。

その課題の1点目は、企業・NPO等のネットワークづくりに関する課題でございます。ネットワーク協議会の会員団体は年々増加し、先ほど申し上げましたように、518団体を数えておりますが、この豊富なストックが十分に学校現場、教育現場の方に還元されていないのではないかという課題がございます。

具体的には、最近では都のホームページを見たり、いろいろな企業の方から紹介していただきまして、自分たちも、このネットワーク協議会の会員団体になりたいというふうに申し出をいただく企業やNPOが増えました。せっかく、そういった新規に加盟していただいた企業・NPO等に対して、教育支援活動を具体的に実施していただく機会というもの、事務局として十分提供し切れていないのではないかという課題がございます。

高校では、先ほど紹介しましたように、58団体も協力しながらキャリア教育の支援という事業の形は作れているのですけれども、小・中学校への支援という点では、なかなか取組が進んでいない状況がございます。

また、なかなか教育支援をしたいという企業の要求にも応えられないということとともに、逆に支援がうまくいかないのには、学校側のニーズというものを十分に企業やNPO側に、こちらの方が発信できていないという課題もあるのではないかというふうに考えております。

そういったミスマッチというものが生じてしまうため、どちらかという、今は教育支援をしたいというふうに考えている企業やNPOサイドが、自分たちのニーズに基づいたプログラムを作ってしまうがゆえに、なかなか学校現場にフィットしないという問題があ

って、この問題をどう解決していくかというのが課題として挙げる1点目でございます。

2点目でございます。小・中学校への支援に関することでございます。

小・中学校への教育支援策については、資料2で紹介した学校支援ボランティア推進協議会、いわゆる学校支援地域本部事業に配置されるコーディネーターを通じて、地域教育支援部としては、コーディネーターフォーラムというものを設けて、様々な企業や団体の取組を紹介して、それを各地域に持って帰っていただくような形で、企業・NPOと地域コーディネーターの交流機会を設置して参りました。

コーディネーターフォーラム自体は、毎年500人を超える規模で大盛況にはなっているのですが、それが具体的な現場で機能していると、マッチングが十分進んでいないというような状況がございます。

そういった課題について、特に今回は小・中学校への支援というのがどうあるかということ、この第10期審議会では検討していけたらと考えております。

3点目、都立学校への支援に関することでございます。

資料6-5で説明したように、教育プログラムを提供できる範囲というのが、現在では普通科高校に限られているという課題もございます。資料5でも指摘しましたように、系統的なキャリア教育プログラムづくりを目指すとしておりますけれども、実際のところは、今、ようやく全138校という、普通科で設定した数は全部クリアされてきているのですが、まだまだ系統的な実施ということにはほど遠く、単発的なプログラムの組合せの実施にとどまっている学校が多いという状況がございます。

これからはカリキュラム・マネジメントというのが、次の学習指導要領の中でも課題になってくると思うのですが、そういったものにうまくつなげていって、系統的に学習ができるような支援がどういうふうに行うことができるのかということを検討しなければならないと考えております。

以上が、これまでの取組の課題ということになります。これらの課題を解決していくための方策に関する審議というものを、今期の審議会では委員の皆様方をお願いできたらと考えております。

その辺のところを整理したものが、資料7、右側の2番になります。第10期東京都生涯学習審議会における審議事項（案）でございます。

もう一度、おさらいの意味で申し上げますが、まず今期の審議会を進めていく上で、押さえておかなければいけないのは、国における教育改革の動向だというふうに考えており

ます。これは大きく分けて3点ございます。

一つ目は、先ほど今野会長からも指摘いただいておりますが、「チーム学校」の実現ということになります。ここでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員といった教員以外の専門スタッフの参画というものをどのように進めていくかという観点から、特に検討を進めていきたいというふうに考えています。

喫緊の課題としては、部活動支援、特に中学校の部活動支援が、どういう体制を構築できるかというものが、都の教育委員会の方の関心事でもありますので、その辺に特化した審議の枠組みの機会等も作らせていただけたらと考えております。

2点目は、真ん中のところがございます新学習指導要領への対応ということでございます。新学習指導要領は、平成32年度から小学校において、中学校では平成33年度、高等学校では平成34年度からの年次進行で実施が予定されています。

このポイントは、これも先ほど来御指摘がありますけれども、社会に開かれた教育課程の具現化ということになるかというふうに考えています。学校教育に変化する社会の動きを取り込んでいくためには、学校自体が変革していくとともに、学校教育を支援する側にどのような準備が必要かということを考えていく必要があるかと存じます。

この審議会では、社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育むキャリア教育や、放課後・休日等を活用した社会教育との連携の在り方等が議論の焦点になるかと考えております。

3点目は、学校の働き方改革の推進という形で挙げております。これはもう先月、本年6月22日に、文部科学省が中央教育審議会に対して、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてという諮問を行いました。

そこでは、学校・家庭・地域の役割分担の見直しとか、文科省は平成27年度の中教審答申に基づきまして、学校支援地域本部という言い方ではなくて、地域学校協働というような言葉に変えていこうとしていますけれども、地域学校協働活動の推進、部活動の改革等の観点が教員の働き方の改革、学校の働き方改革の見直しの中で論点として挙げられております。それが生涯学習審議会としての審議のテーマになるかというふうに考えております。

これに加えて、資料7の右下にございます、本年1月に策定した「東京都教育政策大綱」がございます。ここで掲げた七つの方向を踏まえて、今期の審議会における審議事項(案)

というものを、事務局として策定したということでございます。

真ん中のところに、これらの施策動向を踏まえて、今期審議会における審議事項として事務局の方で課題設定させていただきましたものが、大きく分けて2点ございます。

一つ目は、左側、ネットワーク協議会の機能見直しでございます。

「チーム学校」の実現とか、「学校の働き方改革」や「社会に開かれた教育課程」に対応するための機能見直しを働くというものでございます。

二つ目は、平成31年度に策定される予定の次期「都立高校改革推進計画の実施計画」という、第3次目の実施計画に当たるものがございまして、この第3次実施計画を踏まえて、そこを目指して都立高校への支援施策の見直しを図ることでございます。

この2点を中心に御審議いただけると幸いに存じます。

説明は以上でございます。

【今野会長】 ありがとうございます。

非常に幅広く、いろいろなことが取り上げられてきていると思いましたが、最初の説明にもありましたが、東京都では、全国では一般的に社会教育という捉え方をしているのですが、その中でも特に学校との連携ということに焦点を当てて、地域の人たちの学習活動をどう発展させるのか、どう学校をよくするのかというふうなところで、地域教育という言葉をお使いになられているということで、多分これも先駆的な考え方で、それをはっきりと打ち出して、いろいろな政策を展開してきたということがよく分かりました。

最近になって、国の方も地域連携、協働、そういうことを非常に強く打ち出されてきておりますけれども、東京都はかなり早く、そういう意識化が進んでいたのではないかと思います。そして、今、御説明がありましたように、様々な大きな仕組み、個別の新しい事業が展開されてきて、それぞれ大きな成果を上げてきているというふうに受け取りました。

社会全体で連携・協働を進めようというふうになってきましたので、また、東京都ももう一歩進めて連携・協働の内実を高めるように持っていかなければいけない、あるいは、それをするだけの実績と責務があるところだという思いをいたしました。

特に前回の審議会のときにもいろいろな議論があったのですが、地域教育推進ネットワーク東京都協議会というのは非常に大きな組織で、社会の方々もたくさん入って、企業も入って、小・中学校、高校を支援しようというすばらしい仕組みができていて、個々に見ると、「いい教育だな、いい活動だな」と思うものもたくさんありました。

先ほどこれからの課題ということにもありましたけれども、もっともっと良くしてい

なきやいけないというところだと思います。夏休みに、こういう都の教員の研修センターでしたか——子供たち、企業の人たちも集まって、こんな形でやっているんだというのをいろいろ見せてくれて、あるいは、子供たちに経験させる大きな場がありまして、そのときにも見させてもらったんですが、社会の企業と関係者、NPOの関係者は非常に熱心で、少しでも子供たちのためにやりたいと、そのために我々の団体としてはこういうコンテンツがある、こういう能力があって、こんなことができる、といった様子が見られ、非常に頼もしいといいましょうか、うれしい社会の状況がありました。

そういうものに支えられてネットワークが機能しつつあるわけですが、もう一つ、そのときに感じましたのは、特に小・中学校ですと、個別に熱心な先生、あるいは、校長先生がいらっしゃるところではそういう活動、社会からの支援を受けながら、新しいことをたくさんやっているのですが、どうも全体的にまだまだ広がっていない、熱心な先生のところだけという感じがしました。

その前提には、やはり区市町村の教育委員会が都の活動をどう受け止めて、それをどう活用しようかという教育委員会レベルの理解と推進というのは、もうちょっと必要なのかなど。都と市区町村の連携というところがもう少しだと思ったりしました。

それから、いろいろな連携・協働の活動がたくさん見られましたけれども、イベント的にいいなと思うものもたくさんあるのですが、やはり、より高い質の成果を得るということになれば、できるだけ本来の学校のカリキュラム、正規の部分の中にそれが入ってきて、全体の教育目標と一致した形で活動していくというところがまだ少し弱いのかなという気もしました。

それぞれ学校側も、社会の側も非常に前向きに、熱心なお気持ちができるだけに、そこをもう少し改善したいというような気持ちを持ちました。

いずれにしても、様々な活動が進んでいる、もっともっと発展させたいという思いをしながら聞きましたけれども、一方で、また家庭の貧困化みたいなものが始まっていますし、親の学校に対する価値観の違いで、いろいろな不満が多くなっていたり、子供自体も自分に対する肯定的な評価がなかなかできにくいというふうなこと、あるいは、特に高校生の場合だと社会的な活動経験というのが、高校時代に少ないのではないかなというふうなことで、様々な関連する問題もありますので、それらと併せながら、少し深くここで先生方のお知恵を借りながら議論できればいいなと思ってお伺いしていました。

そこで、せっかくですので、全般の御説明につきまして、委員の皆様方から一言ずつコ

メントをお願いしたいと思います。

名簿の順ということで、笹井委員からお願いできますでしょうか。なお、恐縮ですがけれども、議事の進行の都合により、お一人3、4分程度ということのを頭に置いて御発言いただければと思います。

【笹井副会長】 非常に広範なテーマで、かつ生涯学習、社会教育というのも、基本的には学校現場なり、あるいは、基礎自治体が頑張るという話だと思うのですが、その意味では、都道府県レベル、東京都として、都教委として何をするのかというのは、それをどういうふうに政策にしていくのか、そのこと自体はすごく難しいものを含んでいるのではないかと思います、今、話を聞いていました。

一つは、その関係で言うと、ネットワーク協議会の機能見直しという問題提起があって、実際に、学校、地域連携みたいなものは、各学校、各地域、各基礎自治体レベルでのものですね。そこにネットワーク協議会という都レベルの協議会が、どういうふうな支援とか方向付けをするのかというのは、結構難しい問題ではないかと思って話を聞いていました。

だからどうだという知恵は、今のところないのですが、そういう難しさを持っているのではないかと思います。私、いつも思っているのは、ネットワークを作るというのは、要するに、民間の世界にいろいろな営みをするというか、ミッションを持ったNPOとかいろいろな団体があって、それが結び付いてネットワークを作るのですが、では、どうやったらネットワークを作れるのかということを考えてときに、ネットワークを成立させるための必要条件というか、十分条件というか、そういう条件を考えたときに、やはり大きな理念といいましようか、方向を共有するということと、そこにネットワークに関わる当事者、主体が、メリットを感じることによって結び付くのではないかと思います。

それは、私はよくマネタリーとボランタリーと言うのですが、マネタリーな活動では対価性があるので、嫌でもやらなきゃしょうがないとか、嫌でも結び付かなきゃいけないとか、嫌でも課長の言うことを聞かなきゃいけないとか、そういうふうなことはあるのですが、ボランティアレベルの話というのはそれはないので、何かインセンティブみたいなものがなければやらない——結び付かないですね。それをどういうふうに作り出してもらうか、あるいは、我々がそれを与えられるのかということがすごく大事だろうというふうに思っています。

そういう意味では、普通に「補助金をあげるからこれをやって」というような問題ではなくて、ボランタリーな活動、実際、NPOの方も、今日はたくさん参加されていますが、

そういう人たち、決してお金もうけのためにやっているわけではないと思うのです。そのモチベーションとして、どういうものがあるって、それは学校支援ボランティアも同じで、モチベーションがあるから、ミッションがあるから、そこに行って、そこに参加することでメリットを得られるから——メリットというのは、自分なりの団体内の意味付けですよ、プラスの意味付けが得られるから参加しているんだろうと思うのです。

そういうものをどういうふうにつくり出すか、あるいは支援することというのは、地域、学校で異なってくるので、それは広域自治体としての都レベルでどういうふうにそれを整理して推進していくのかということも難しい問題だなと。難しい問題ばかりなのですが、そういうふうに思って聞いていました。

従前、私は「チーム学校」の都の主催する委員会にメンバーとして参加させていただいていたのですが、そこで常々思っていたのは、学校内のスクールカウンセラーとか、SSW（スクールソーシャルワーカー）とか、いろいろなそういうプロ、専門家をチームとして構成する場合と、コーディネーターを中心に学校を支援するようなボランティア組織として構成していく場合とでは、ちょっと論理が違うのではないかと、ということをいつも思っていました。

例えば、一元的に同じ——平たい組織の中で、SSWも、SCも、ボランティアも全部含めて一元的な組織にするというのは、それは論理的に可能なのでしょうけれども、実際問題はかなり難しく、学校内の専門家としてのチームと、学校支援ボランティア——学校支援地域本部でもいいのですが、そういった集団としての組織体というものを、両方、二つつくって上手にそれをクロスオーバーさせていくというのが、本来、最も現実的な「チーム学校」の在り方ではないかと、感想なのですが、そういうふうに感じました。

以上です。

【坂田委員】 改めて自己紹介申し上げますが、私は清瀬市の教育長で坂田といいます。よろしく申し上げます。

清瀬市は7万5,000市民がいる小さい自治体で、小・中学校が14校で、子供の数は5,600人ぐらいしかおりません。歳入が280億円ぐらいというところで、非常に財政的に厳しい自治体であると。

そういう中で、豊かな自治体とはちょっと違って、様々な点で学校教育に掛ける予算が厳しいことから、今、持っている資源をどうやって活用するかというところが、やはり一番のミッションではないかと思っています。

そういう中で、今回、教育総合計画、今後9年間の計画を立てまして、その中のキーワードが「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」と、これはキャッチコピーなのですが、こういうものを作りました。

それを具体的に推進していくための理念として、社会総がかりで子供を育てる。そこに関わっていただく市民の方々も子供を育むというような営みに参加することによって、いわゆる、高齢社会の中で一億総活躍に結び付いていき、そのことによってまちもどンドン元気になるっていきまうというような議論で、今、進めています。

このように、私どもは先行している自治体から10年遅れて、周回遅れで走っているような自治体なのですが、ようやく学校支援地域本部を立ち上げていこうというような動きになっています。

ただ、恐らくこれは市部ではそれほど進んでいない。区部の方が進んでいるのではないか。実態が私は分からないので、事務局の方で把握していたら教えていただきたいと思うのですが、ようやくそれを立ち上げていこうというような、具体的な施策として、14校全校に設置していこうというような動きをとっています。

簡単な紹介をさせていただいたのですが、私も企業やNPOからプログラムを御提供いただいたときがあります。どことは言いませんので。言うちょっと角が立ちますから言いませんが、非常に腹立たしかったことがあります。教育長室いきなりやってきて、「このプログラムをやってくれ」と言うんですね。私は、学校の実態というのは、今これこれしかじかで、こんなにカリキュラムが混んでいて大変なんだと。年度途中で持ってこられても、年間計画の中に組み込めませんから、これは無理だという話をしたんですね。そうしましたら、さもこんなすばらしいプログラムなのに採用しない自治体は何事だというようなトーンで語ってきて、非常に私は腹立たしい思いをしました。

今日いらっしゃる方々は全然違おうと思うのですが、多くの民間企業は、思いはあると思うのですけれども、学校の実態というのを本当に理解しているのでしょうか。でも、学習指導要領なんかよく勉強していらっしゃるんですね。CSRの本部の方々なんかは特にそうなんですけれども、よく勉強されていて、いい出来のプログラムなのですが、基本的に賢い子供たちを対象にしたプログラムなのです。お分かりでしょうか。

本当に当たり前のように、子供の能力、学習履歴というのは全て違っていて、多様なのですが、その多様性というところが、十分理解されていないのではないかと私は感じています。

そういうところから、先ほど問題提起されたマッチングというところに、課題として現れてきているのではないかと感じます。

その解決策なのですが、本市はちょっと荒治療を考えています。企業やNPOさんには大変失礼なのかもしれませんが、夏休み中に、これは学校単位でやるのではなくて、市として、そういうNPO、企業が持ってきたプログラムを1か所で、子供たちが選択して受けられるような集中講義のような形ですね。それを3日間ばかり設定をして、その中で企業のプログラムや何かを実践していただいて、子供たちがそこに参加していく。希望です。任意の参加だと。だから、これは教育課程ではないのですが、いわゆる、社会教育のチャンネルでそれをやっていこうという計画です。

今後具体的に検討していきますが、そういう中で、私は、企業の方々に実体験を通して学んでいただこうと思っているのです。どういうことかということ、同時に講座がいくつも開設されているわけですが、そこに子供が集まるか集まらないかというところが一番の評価になると思うのです。子供たちが集まらなければ、これはやはり魅力のないプログラムであって、若しくは広報まで全部やってもらいますので、広報の仕方が悪いのかもしれない。

また、子供たちの事後のアンケート、ビフォーの状況等を見て、本当に子供たちがこのプログラムでどういう資質、能力が育ったのかというところを適切に自己評価していただいて改善していただく。

実体験を通して、やはり子供たちには多様性があるということ、若しくは、学校の実情というのはこういうところにあるんだと、それを学んでいただいて改善していただく。私はそういう働き掛けが今後必要であろうと考えています。

これは本当にプログラムを提供していた側の方々にとっては、大変に失礼な話かもしれないのですが、私は学校と企業とが両方が高まっていかなければならないと思っています。しかしプログラムを開発していく上で、「じゃあ、教員の力を貸してくれ」なんて言うところもあります。教員にも参加してもらって、プログラムの開発委員会を開いてとか、「そんな余裕はないですよ」といつも言っています。「だったら、あなたたちが実体験を通して、学んで改善していきなさい」というふうに、私は強行な姿勢でアプローチをかけているところです。恐らく御反論が多数あると思いますが、議論のネタとして提供させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

【土屋委員】 土屋佳子と申します。ちょっと自己紹介申し上げたいと思います。私の方は、こちらには和光大学講師とあるのですが、和光大学、早稲田大学、宇都宮短期大学等で学校ソーシャルワークを教えております。それ以外にも、教員養成課程でゲストスピーカーとして、例えば東京大学、立教大学、武蔵大学等ですが、主に教員になる皆さんに向けて、スクールソーシャルワークについてのお話をさせていただくということが、最近とても多くなってきております。それ以外に、今、こちらの施策の説明にあった都立学校の自立支援チームの統括スーパーバイザーということで、昨年度から仕事をさせていただいております。

私は20年くらい教育相談や児童家庭福祉の相談員みたいな形で、ずっと相談援助の現場を歩いて参りまして、困難を有するお子さんだけではなくて、本当にいろいろなお子さんに会って、個別の相談援助をずっとやってきたところではあるのですが、個別の援助だけでは、全くそれだけでは難しいといえますか、ここ数年、システム全体を考えないといけないような状況になってきたということを感じている中で、この自立支援チームの仕事に出会って、微力ながらお手伝いという形でさせていただいております。

スクールソーシャルワークの方は、国がこの仕組みを導入する前から、地域の小さなまちですけれども、本当に小さなまちで、スクールソーシャルワーカーとして働いてきた、あるいは、震災後ですけれども——今でも行っているのですが、福島県の地域の現状の中で仕事してきたということがあります。

ですから、スクールソーシャルワークに関しては、もう皆様も御存じのとおりかと思えますけれども、私自身は、単なる学校教育の福祉的な支援の導入ということだけではなくて、地域にしっかり根づいた支援システムというところがすごく重要だというふうに、特にやはり福島の実験等を踏まえて感じているところです。

今回のユースソーシャルワーカーという仕組みなのですが、こちらは本当に独自性があるというふうに捉えておりまして、社会教育部門がこちらを所管しているというのがすごく大きなところだと——本当に地域ということをきちんと分かっているところが所管しているということが本当に大きな特徴だというふうに感じております。

私自身の専門はスクールソーシャルワーク、教育福祉になりますけれども、やはり教育と福祉が結び付いたところを社会教育が取り持つというところで、今後いろいろできることがあるのではないかとこのように感じているところです。

その中で、端的に申し上げますけれども、こちらの審議の枠組みの中で、今後の都立学

校支援の在り方検討の（２）の辺りが、私の方でもいろいろとお話しさせていただける機会があると感じているところです。

特に、これは個人的に感じているところなのですが、やはり自立支援チームの仕事をこの１年半やってきた中で感じているのは、進路指導の先生方と、ＹＳＷの就労支援の中で、まだばらばらとしたものがあるので、もうちょっと具体的なフレームの見直したいなところが必要だと感じていて、その中でキャリア教育の理念のところ、先ほどもお話にありましたけれども、イベント的なキャリア教育のプログラムということだけではなくて、もっと理念のところをしっかりと共有化する、学校とＹＳＷも含めて、共有化することがすごく必要だというふうに感じているところです。今後そのようなお話をさせていただけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中島委員】 私も最初に簡単に自己紹介しますと、教員として江東・千代田で１４年、その後、教育委員会の指導主事として杉並・世田谷で１１年、品川で指導課長をやった後、杉並で校長として７年勤務し、今、教育長として５年目ということで、勤めてからは学校に２１年、行政に１９年、学校と行政をそれぞれ半分ずつ経験してきた経緯がございます。

現在の品川は区民３８万人、今、人口が湾岸エリアを中心に非常に増加している状況がある中で、小学校が３１校、中学校が９校、そして、今、品川にしかありませんが、義務教育学校が６校ある状況です。

その中で、私どもも３年計画で全校をコミュニティ・スクールにという計画を進めており、今年が２年目という状況です。品川のコミュニティ・スクールは、いわゆる国で言うところの学校運営協議会と学校支援地域本部、この二つが両輪で動くという形で設置しながらコーディネーターが間をつなぐというようなやり方でやっております。

先ほど、坂田教育長もおっしゃっていましたが、彼が杉並にいたときに、私も杉並で校長をやりながらコミュニティ・スクールを共につくってきた状況がございます。

今回、この資料７でいただいた「今後の課題」というところを拝見しますと、なかなかこれは難しいという感じがしました。

ただ、やはり、そこを引っ張り上げていかなくはいけないと思います。実際に、例えば、未来塾等をＣＳでやりましょうという話がうちでも進んでいるわけなのですが、「未来塾って何、どこから補助金が出ているの」と私が聞くような状況で、「これ、都から補助金が出ているんですよ」と教えてもらって、「都はそんな事業をやっているの」と。これは去年か一昨年のお話なんですよ。私自身でもこの事業についての理解が——私、結構こう

いう方面の理解が進んでいると思っっているのですが、それでも、こういう状況になっているというのが現実ではないかと思ひます。

また、区内でコーディネーターの連絡会を何度か開催するのですが、コーディネーターベースで連絡しても、学校全体に染みわたっていかないのです。それは何かというと、やっぱり学校には、校長、副校長、主幹というような組織の中で伝わっていく昔ながらのルートがあるのだろうというふうに思ひます。

今、品川のコーディネーターは職員室に座席を置いて、常に副校長と連絡を取りながらやっっているのですが、それでも情報については、校長の連絡会とか、副校長の連絡会と併せて通していかないと、浸透していかない状況があります。例えば、指導部が様々な行政の長を集めたり、校長を集めてやっっているような連絡という部分の中での情報の、何といひますか、ダブル推進といひますか、アタックといひますか、そういったようなやり方も、浸透させるためには必要になってくるのではないでしようか。

コーディネーターはなかなか辛い部分がたくさんありまして、知名度もまだない。町会長に、校長が連れて行って「今度、うちのコーディネーターですよ」というふうに紹介して、初めて町会にも理解してもらえろという状況もあるのです。周知させていくということに関しては、手厚くやっっていく必要があるという思ひを強く持ちます。

もちろん、行政も同じです。様々な地区の行政に、まずは、こういうものがあるんだよということを知らせていくことが、学校に広めていくためにも必要になってくるという感じがいひします。

また、都立高校の方はよく分からないところはあるのですが、幼稚園から都立高校まで全てに関わって、今、タイムリーに実施されているのは、オリンピック・パラリンピック教育の推進です。特に学校の外部人材の接点ということでは、企業に所属しているアスリートもたくさんいるわけで、こういうツールを使いながら切り開いていくというのは、この時期にしかできない方法になってくるのかなと考へます。もちろん、レガシーですから、それがまた、今後の発展に続いていく可能性はあるのですが、お話を伺っている中で、やれることとしてひらめきました。

学校は今もう飽和状態になっている上に、今度新しい学習指導要領の内容を理解して、プログラミング等も進めなくてはならない状況の中で、どう手を差し延べていけばいいのかというのは、これはもう教育委員会レベルでも非常に難しい状況です。やらせたいことは山ほどあるので、整理していかないと、一杯のコップにはそれ以上の水は注げませんの

で、そういったことも踏まえてうまく提言したいと思います。

【梶田委員】 改めまして、梶田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は今現在、育て上げネットという15歳から39歳の無業の若者、ニート、ひきこもりの若者の就労支援をしている団体に所属しています。そこだけを就労支援しても、やはり、なかなかうまくいかないで、環境要因を変えるために、家族の支援もやっています。そして未然予防のためには、不登校の小学生から、年齢が高い層でいくと44歳までの若者、そして、その回りを取り巻く家族という80歳までの年齢の人たちの支援をしています。

私たちのNPOの理念というのは、若者と社会をつなぐ、お互いにつなが合うということ、コーディネーションしていくということで活動しています。正に、坂田委員がおっしゃっていたとおり、学校にアプローチというのは、6年ぐらい前からやっています。

おっしゃるとおりで、最初は大変でした。先生たちに、民間団体、NPOが来たって話は聞いていただけない、私は企業にいた人間として、新入社員のときに、お客様が相手でしたから、やはり相手を知ることが一番大事であって、学校の先生は何が困っているか、そのニーズの聞き取りをしています。実は、ずっとヒアリングをし続けて、具体的に事を動かすことはすぐに始めない学校の文化というところ——校長先生がトップダウンでいく学校なのか、若しくは、底上げしていったんどんどんやるのか、その学校によって全部ニーズが違ったので、本当に何回も足を運んで、ヒアリングさせていただいて、いろいろなことを教わりました。

学校の先生になる人たちは、皆さんピュアな思いがたくさんある方たちで、やりたいことはいっぱいあるけれどもできないこと、「じゃあ、先生がやりたいことは何ですか」というところを伺い、私たちは先生の秘書のように、手となり足となり準備します。先生のやりたい願ひを一緒に準備し進めています。

実は、先月、高尾山学園という、小・中学校一貫校というんですか、一番困っていることは何ですかと伺ったら、「生徒が学校に来ない、登校率を上げたい」ということが分かりました。まず、私たちの企画を通すために、学校運営委員会にて、主要の先生たちに話を聞いてもらって、そこで合意し、ある授業を担当しました。

それはプログラミングです。企業も一緒に——ソフトバンク様と協働で、「ペッパー君がやってくる」という授業を実施することを生徒たちに伝えたら、当日は100%の登校率になりました。喜ばれました。

さっきも課題になっていましたが、イベント的な授業を正規の学校のプログラムでどうやっていくかというところは、本当に大きな課題なのですが、私たちは先生たちと相談して、保護者会、保護者参観の日にしようと話を進めて、保護者も見学し、ペッパー君のプログラミングを教えるのが、元不登校だった、元ひきこもりだった若者たちが先生になって、先生がそれをサポートして生徒たちに教えるという、良い関係性が構築されつつあります。

学校の事例をウェブ上で公表しますので、企業の方々、CSRの方々はどうしてそうやって学校に入っていけるのか御質問いただくことは少なくありません。一つのヒントとして学校に入るための企業側にプレゼンテーションの仕方——企業側の想いだけではなく、相手のニーズを知るための勉強会、研修会等、そういうこともあるとうまくいくのかな、と、お互いに良くしたい思いはあるので、それにつながっていくことを、この審議会でも現場の声として上げていければと思います。

ちょっと長くなりまして、すみません。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀部委員】 16歳の仕事塾の堀部と申します。よろしくお願いいたします。

16歳ですので、私たちは大体高校1年生を対象に、キャリア教育支援の活動をしています。主には、さっきから資料にも出ていますが、都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業の中で、都立高校で延べ年間約100校、それ以外に私立高校約30校で授業をしています。先週、先々週の夏休み前は、すごく実施数が多く、午前中、午後、そして夜間定時制でやるとか、1日3校で授業を行うというようなこともありました。

平成25年度からこの事業が始まったかと思うのですが、その当時と今とは全く違う印象を持っています。最初はかなり学校の抵抗があったというか、外部団体が学校に入ってワークショップをするというのがなかなか難しい状況でした。ですが、今は結構学校全体で受け入れてくれているというか、そういう学校がかなり増えてきたという印象があります。

実際に最初のころは、「業者さん」という言われ方もしましたが、今はそういうことはほとんどない状況です。やっていると感じるのは、やっぱり学校や先生によってかなり違うという印象を受けています。同じ学校でも先生によって、クラスによって違う。私たちはクラスに入って授業をしているので、先生の熱意なのか、先生と生徒の関わり方かもしれないんですが、それによって生徒のプログラムへの取組意欲が随分違うという印象を持っています。

課題として感じるのは、さっきのお話しにもありましたが、どうしても単発的な実施の印象が拭い切れないというふうに思っています。それでもやらないよりはすごくいいと思います。そのため次のステップとして、単発的な実施ではない在り方というのは、どうあるべきなのかというのを、私たちとしてもちょっと考えたいというふうに思っています。どうぞよろしくをお願いします。

【主任社会教育主事】 会長すみません、ここで地域教育支援部長が退席をさせていただきます。

【地域教育支援部長】 退席させていただきます。

(地域教育支援部長、所用のため退席)

【横井委員】 横井でございます。今回御縁を頂戴いたしまして、こういった場に加わらせていただくことをありがたいと思っております。勉強しながらやっていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

私は、平成21年から神奈川県内で、市町村立の小・中学校のスクールソーシャルワーカーをしています。その前は、元々高齢者とか障害者が在宅で暮らすための福祉サービスのコーディネートを、大きな組織に属してやっておりましたために、地域を歩き回るというような生活をして参りました。

平成27年から文科省のフリースクール等に関する検討会議の委員になりまして、不登校の子供とか、フリースクールの在り方についての検討に加わらせていただいたということと、28年度からは都立高校自立支援チームの研修プログラム委員ですとか、いじめ問題対策委員会の委員等もさせていただき御縁を頂いています。

今年度からは、都立高校自立支援チームの統括スーパーバイザーとして活動させていただいています。専門は社会福祉になります。ずっと福祉の仕事に従事し、福祉を教える機会を頂いて参りました。ソーシャルワーカーですので、地域に関しては住民の方のウェルビーイングですとか、持続可能な地域社会ですとか、市民参加といったようなことを考えながらやって参りました。

今、福祉の分野でも、地域ということがすごく前面に出てきています。2年ぐらい前に、新福祉ビジョンというのを、厚労省の幹部の方たちが公表しましたがけれども、その中でも人材の在り方として、福祉で発想するのではなくて、地域で発想するというようなことを言われています。

そういった視点の転換が福祉サイドでも迫られているし、教育も御存じのとおりです。

いろいろな分野から、地域を一つのキーワードにして、いろいろな課題の解決に向けて、様々な分野が統合していくのだなど。その中に「チーム学校」ですとか、コミュニティ・スクール等の動きがあるのだというふうに捉えております。

お話を伺っていて、地域レベルでは、私どもの仕事の中で、例えば、片付けのなかなかできない家庭という課題があったときに、地域の社会福祉協議会という福祉の機関ですけれども、そういったところに新しく配置されているコミュニティ・ソーシャルワーカーというような職種の方と連携して生活課題の解決に当たっていく、組織的な動きをしていくというような動きも出てきています。

そういった中で、学校と地域の連携や協働の在り方というのを考えさせていただくようなテーマなのだなど。非常に東京都の「公共」という概念が広いのだなど。今までスクールソーシャルワーカーとして、スクールに軸足を置いて見てきたところを、ぐっと視野を広げられたような思いがしています。

その中で、1点だけ今日申し上げておきたいと思うのは、人材育成の仕組みのことで。やはり、福祉の方でも何かを推進するときには、人材育成の仕組みをつくっていくのが通常となっております。例えば、今、お話を伺う中では、企業の企画担当者の方、コーディネーターの方、あるいは地域のボランティアの方といった方に、先ほど「メリットを」という会長のお言葉もありましたけれども、一つの「地域」というキーワードで価値観を示していくような必要性があるのではないかと。少し体系的に人材育成を仕掛けていくような視点もあるといいというような感想を持ちながら聞いておりました。

以上でございます。

【小山田委員】 遅れまして、申し訳ございません。小山田佳代と申します。

私も今回御縁があって、こういった審議会に参加させていただきまして、学びながら御一緒させていただけたらと思っております。

私も簡単に自己紹介ということでさせていただきますと、昨年度までは東京学芸大学の中にNPO法人東京学芸大こども未来研究所という国立大学でも初めてNPOが学芸大に立ち上がったという組織で、地域の教育支援の人材を育成する、育成の仕組みというお話もありましたが、東京都の中でも、いろいろな区、市とタイアップさせていただきまして、主に地域のボランティアの育成講座というのを、学芸大学の先生方と御一緒にやってきたということがございます。

その中でも、学校支援とか、放課後子供教室に参加する人々の講座ということで、実際

にそういう方々とも触れ合ったり、現場も見学させていただいたりということもやっております。地域の方々には、学校の先生方のフォローというか、支援とか何か力になりたいというふうに思っている方がたくさんいらっしゃるというのはすごく感じます。

先ほどマッチングの話もありましたが、私どももいろいろな講座をやって、皆さん学ばれるのですが、実際、じゃあ、どうやって学校の中でサポートできるかということになりますと、そういった仕組みづくりとか、学んだ方をどういうふうに学校の中に受け入れるようなことができるかとか、その辺りも学校側の大変お忙しい事情というのがありますし、そこも一つ課題になると思っております。

今年度は何をやっているかと申しますと、学芸大学の中に、一般社団法人の教育支援人材認証協会というものがございまして、こちらの協会の理事長は学芸大学の学長でいらっしゃいまして、副理事長が白梅学園大学の汐見学長でいらっしゃるんですけども、実は、全国17大学と2機関がネットワークを組んで、地域の教育支援を、地域の子供は地域で育てようということで、地域の教育力を高めていくようなことを、大学をハブにそれぞれの地域で展開しております。

実際には、地域の方や学生にも関わるのですが、そういったボランティアの方に、子供を支援するための講座等、学んでいただく機会を作っております。ある一定の時間と領域を学んだ方に認証を出すということを、その協会はやっておりまして、「こどもパートナー」「こどもサポーター」というような名称でやっております。

そちらの方が、年間で1,000人ぐらい受講していただいております。輩出しているんですけども、やはり、どこの地域でも、学んで何か活動を始めたいのですが、実際には学校の壁があって、どういうふうになれば、せつかく学んで何か力になりたいという方を生かしていけるのか。今、いろいろな事件とか、そういうこともあるので、安全管理もありますし、そこをどう生かしていけるのかというのが、私自身の課題でもありますし、今回のこういったネットワークづくりというところでは、学校や地域として、これから「チーム学校」ということになると、そういった方々をどうやって生かしていけるのかというふうに思っております。

実際に今、やっている事業の中で、一つ文科省から委託を受けていまして、実は、青少年の体験活動奨励制度という事業をやっております。今日もその委員会があって、文科省の方がいらっしゃったので、すみません、そちらの会議が終わってから伺わせていただいたのですが、その事業も小学生から大学生までで、いろいろな体験をやっていただ

いて、ある一定の期間、一定のジャンルの体験活動をやっていただくと、文科省から修了証が出るというような活動をしております。

それが5年目になるのですが、それも地域の方々と非常に関わることがありまして、そこにもアドバイザーが必要ということになっていまして、それが地域の人だったり、学生だったり、そういう人たちが子供たちをサポートして、修了するまで見ていくということをやっています。

そこでも、先ほどの人材育成というのもあるんですけども、人材育成というのは私も課題だと思っております、私もかなりいろいろなコーディネーターとお会いしているような状況はあります。やはり、これからも新しい学校をつくっていくというところでは、今までのコーディネーターではない、もちろん、常に学ばれていच्छゃるとは思うのですが、先ほどもおっしゃいましたが、どういうふうになれば連絡がうまくいくのかとか、そういったようなことも一緒になって学んでいただいたり、そういった新しい人材の育成という仕組みがあるとよいと思います。

あと、都立高校の自立支援プログラムの方も、実は、ちょっとNPOのときに見学させていただいております、こちらも本当に精力的にNPOの方々がやっけいच्छゃって、先ほど、堀部委員からもお話がありましたけれども、やはり単発では非常にもったいないという部分も感じていまして、ある程度継続して、ある期間やっけいच्छゃって初めて成果が目に見えるものだったりするということもあると思うので、そういった時間をどうやって確保してやっけいच्छゃたらいいんだろうとか、そういったことも、また、いろいろと皆様とお話ができたらと思います。

あと一つは、大学生の活用というのも——地域の方は受け入れないけれども、大学生なら受け入れてくださるという学校が本当に多いのです。学生さんも、勉強を兼ねて地域に出ていく、いろいろ勉強したいというのもありますので、どうやっけいच्छゃうまくマッチングをやっけいच्छゃるかというところを、また、皆様と検討させていただけたらと思います。

以上です。

【今野会長】 ありがとうございます。一通り皆様方から御意見をいただきました。それぞれの持ち場での具体的なお話、非常に興味深く聞かせていただきました。

これから、次回以降、本格的な議論になっていきますけれども、是非いろいろな御経験、考え方を積極的に御開陳いただければと思ひながら聞いたところでございます。

それでは、大分時間が過ぎてきましたので、次の項目にいきたいと思ひます。

今後の審議会の進め方に関しまして、事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】 委員の皆様、積極的な御発言、どうもありがとうございました。

本日は審議会の第1回目ということで、私どもから東京都におけます生涯学習・社会教育の施策の説明をさせていただき、また、委員の皆様から、具体的なコメントをお話しいただきました。

第2回目と第3回目は、事務局から「教員の働き方改革」を支援するための方策、特に部活動支援の方策について、委員の皆様方からの御意見を頂きたいと考えております。

次回は、現在日程調整を始めておりますが、8月下旬から9月上旬を考えております。よろしくをお願いいたします。

【今野会長】 ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しいところお手数をお掛けしますけれども、よろしく願いしたいと思います。

では、議題の二つ目「社会教育関係団体に対する補助金について」、事務局から説明をお願いいたします。

【生涯学習課長】 「社会教育関係団体に対する補助金について」でございますが、この事業は、以前、社会教育関係団体に広く補助金を交付してございましたが、平成16年からは、学校・家庭・地域の連携に重要な役割を果たしますPTAの重要性に鑑みまして、都内全域又は広域にわたって活動するPTA連合体に対象を特化しております。その補助金交付要綱が資料8でございます。

会議の冒頭、審議会に関する説明でも触れましたけれども、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を支出する場合には、社会教育法上、社会教育委員の会議の意見を聴くこととなっております。社会教育委員を置かない場合には代替の審議会等の意見を聴くこととなっております。

東京都では、平成26年3月31日付けで東京都社会教育委員条例を廃止いたしまして、東京都生涯学習審議会と統合いたしましたことから、社会教育関係団体に関する補助金の交付について、この審議会の所掌事項に位置付けております。

つきましては、社会教育やPTA活動に詳しい委員の方々により補助金部会を設置して、御意見をいただきたいと考えております。

また、補助金交付の事務手続の関係上、この審議会修了後に補助金部会を開催させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

【今野会長】 今、事務局から説明があり、補助金部会設置の提案がありましたが、具体的な委員の案を事務局はお持ちですか。

【生涯学習課長】 それでは、恐縮ですけれども、事務局案を御提案させていただきます。

メンバーといたしまして、今野会長、小山田委員、墓田委員、以上3名の委員の方を御提案させていただきます。また、補助金部会長につきましては、今野会長にお願いできればと考えております。よろしくお願いいたします。

【今野会長】 今、事務局から補助金部会の設置と委員案の提案がありました。いかがでしょうか。

(拍手)

【今野会長】 ありがとうございます。

では、3名の委員の皆様には、よろしくお願いいたします。

それでは、今日の議事は全て終了いたしました。事務局から連絡等はございますか。

【生涯学習課長】 本日はありがとうございました。

次回につきましては、先ほど申し上げましたとおり、8月下旬から9月上旬を考えてございます。早急に日程調整させていただきます。御案内いたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【今野会長】 本日は、初回ということもあり、盛りだくさんで、委員の皆様が発言の十分な時間が取れませんでした。次回は、事務局とも相談して、皆さんが発言できるようにして議論を深めていきたいと考えております。次回以降もどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議会、第1回目を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会：午後4時21分